

下田市教育資金 利子補給制度

市では、学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、もしくは専修学校などに就学している学生又は生徒にかかる教育費の負担を軽減する制度を設けました。

◎ 補給対象者

次の①から④すべての要件を満たす方が対象となります。

- ① 学校教育法に規定する高等学校、大学 (大学院を除く)、短期大学、高等専門学校、もしくは専修学校など (以下「教育機関」という。) に就学している学生又は生徒にかかる教育資金 (※1) の融資を、平成 25 年度以降に受けていること。(※2)
- ※1 教育機関に就学するための入学金、授業料、生活費等の資金。
- ※2 市内金融機関から受けた教育資金融資 (フリーローンを除く。) に限ります。

- ② 市内に居住し、かつ下田市の住民基本台帳に 1 年以上記録されていること。
- ③ 給与所得者については、世帯の年間収入が 990 万円以内、事業所得者については世帯の年間所得が 770 万円以内であること。

- ④ 市税を滞納していないこと。
- ※ 補給対象となる融資は、学生、又は生徒 1 人につき 1 契約です (上限 200 万円)。

補給金額

次の①、②のうちいずれか少ない金額

- ① 1 年間に支払った利子額 (※) × 1% ÷ 融資利率
※ 交付対象期間中の毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った利子額。
- ② ①の期間における約定利子の支払額

補給対象期間

交付決定日の属する月の翌月から 5 年以内が補給対象期間となります。償還期間が 5 年を超えるときは、5 年を限度とします。

◎ 対象金融機関

- ・ 下田市内にある金融機関の支店 (静岡県労働金庫は別制度の対象となります。)
- ・ 株式会社日本政策金融公庫

※ 静岡県労働金庫から受けた教育資金融資は、**下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金制度**をご利用ください。

◎ 交付申請について

申請は随時受け付けます。なお、請求については、約定利子を支払った年の翌年の 1 月から 2 月末までが請求期間となります。

必要書類

- 教育資金利子補給金交付申請書 (学校教育課窓口でお渡しします)。
- 学生又は生徒に関する入学又は在学を証明する書類の写し
- 教育資金の融資に係る契約書の写し (金融機関との金銭消費貸借契約書の写し)
- 金融機関が発行する返済予定表の写し
- 申請者の本人確認書類の写し (下田市に住所があることが確認できる書類。例: 運転免許証の写し等)
- 教育資金利子補給金交付請求書 (学校教育課窓口でお渡しします)。

○ 印鑑

申請・問合せ先

教育委員会学校教育課
☎ 23 3929

6 月は土砂災害 防止月間

土砂災害から身を守るには、日ごろからの準備と、いざというときの落ち着いた行動が大切です。

○ 確認が大事

日ごろから危険箇所の状態に注意し、避難場所や避難経路の確認を行いましょ。

○ 前兆現象に注意

山鳴り、地鳴り、川の流れが急に濁る・水位が下がるなどの現象に注意しましょ。

○ 雨にも注意

1 時間に 20 mm 以上、または降り始めから 100 mm 以上になったら要注意です。テレビ、ラジオなどの気象情報を確認してください。

問合せ先

- 建設課土木管理係 ☎ 22 2219
- 地域防災課防災係 (窓口) ☎ 36 4145
- 下田土木事務所 ☎ 24 2113

◆ 危険な場所を調べるには
<http://sabougis.pref.shizuoka.jp/shizuokasabo/>
 ◆ 静岡県土砂災害情報は
<http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/index.html>